

## 御説明資料

### ○ 武力攻撃に至らない侵害への対処

- ・ 自衛隊法第95条
  - 条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - 自衛隊法第95条に規定する武器の使用について・・・・・・・・ 2
  - 関連国会答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 部隊防護（Unit Self-defense）
  - 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書・・・・ 4
  - 関連国会答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### ○ 「武力の行使との一体化」

- ・ 過去の国会答弁で示された後方支援の具体例・・・・・・・・・・ 5
- ・ 関連国会答弁
  - 判断の考慮事情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - 「一体化」のおそれはないとされた後方支援の例・・・・・・・・ 7
  - 「一体化」のおそれが指摘された後方支援の例・・・・・・・・ 10

### ○ 「駆け付け警護」、「任務遂行のための武器使用」及び「領域国の同意に基づく邦人救出」

- ・ 関連国会答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

### ○ 「武力の行使」に当たり得る活動

- ・ 集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料  
（昭和47年10月14日 参・決算委員会提出資料）・・・・ 14
- ・ 関連国会答弁（事例8～15）
  - 事例8：邦人輸送中の米輸送艦の防護・・・・・・・・・・・・ 15
  - 事例9：武力攻撃を受けている米艦の防護・・・・・・・・・・・・ 15
  - 事例10：強制的な停船検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - 事例11：米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイル迎撃・・ 18
  - 事例12：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護・・・・・・・・・・・・ 19
  - 事例13：米本土が武力攻撃を受け、我が国近隣で作戦を行う  
時の米艦防護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - 事例14：国際的な機雷掃海活動への参加・・・・・・・・・・・・ 20
  - 事例15：民間船舶の国際共同護衛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - （参考）その他の関連国会答弁等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ 集団的自衛権行使の判断要件等
  - 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書・・・・ 25

## 自衛隊法第95条（武器等の防護のための武器の使用）

自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

### 自衛隊法第95条に規定する武器の使用について（抄）

（平成11年4月23日 衆・防衛指針特委理事会提出資料）

#### 2 自衛隊法第95条に規定する武器の使用と武力の行使との関係

自衛隊法第95条に規定する武器の使用も憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例である。

すなわち、自衛隊法第95条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行使の要件は、従来から以下のように解されている。

- （1）武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること。
- （2）武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと。
- （3）武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られること。
- （4）防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。
- （5）正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。

自衛隊法第95条に基づく武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、あくまで現場にある防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

---

○ 平成9年5月15日 衆・安保委 山本内閣法制局第1部長答弁

・・・米軍艦艇の話でございますけれども、これはやはり二つに分かれておりまして、既に我が国に対する武力攻撃が発生した場合におきまして、我が国防衛のために行動している米軍艦船が相手国から攻撃を受けたときには、我が国の自衛権の行使によって対処することが可能でありますし、また、法理としては、個別具体の事実関係におきまして、お尋ねのような、米軍艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると認められるならば、我が国として自衛権を発動して実力を行使することによって、当該米軍艦船への攻撃を排撃するということが可能な場合もあります。

また次に、武力攻撃に当たらない武器の使用といたしまして、自己等や武器等の防護のための武器使用の規定、これはテロ特法の十二条あるいは自衛隊法の95条でございますが、その要件が満たされるときには武器の使用が認められておりまして、このような武器の使用が、結果的に米軍艦船に対する攻撃を防ぐ反射的效果を有する場合がありますというふうにお答えしているわけでございます。

## 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（抜粋）

（平成 26 年 5 月 15 日）

### III. 国内法制のあり方

・・・自衛隊法については、任務や行動、権限等の整備が考えられる。自衛隊法は、安全保障環境の変化に伴う様々な事態に対応するため、そのたびに制度の見直しが行われてきたところではあるが、手続面での適正さを確保しつつ、これまで以上により迅速かつ十分な対応を可能とするための制度的な余地がないか再検討する必要がある。また、行動が命ぜられていない時点でも、現場の自衛官がどのような対応をすることが認められるかという観点からの検討も必要である。国連 PKO 等への参加に際して新たにどのような任務が付与されるべきかとともに、これを安全かつ確実に遂行するため、従来の「いわば自己保存のための自然権的権利」等としての武器使用権限をどのように見直すかについても、先進民主国家の軍や国連 PKO ミッション等において一般に行われているようなケースを踏まえて、他国の ROE (rules of engagement) に相当する「部隊行動基準」の整備により、文民統制の確保を図りつつ、国際法上許容される「部隊防護 (unit self-defense) (注)」や任務遂行のための武器使用に係る権限を包括的に付与することができないか、検討を行う必要がある。

(注) 部隊司令官の判断で、部隊等への外部からの侵害に対し防衛のための措置をとることが世界で広く認められている。

---

### 部隊防護 (Unit Self-defense) 関連国会答弁

#### ○参・外交防衛委 岸田外務大臣答弁（平成 26 年 5 月 29 日）

ユニットセルフディフェンス、部隊防護と訳しているようですが、一般に、武力攻撃に至らない状況において、部隊司令官の判断で部隊等への外部からの侵害に対し防護のための措置をとること、こうしたことを指すと承知をしております。

「武力の行使との一体化」について  
過去の国会答弁で示された後方支援の具体例

1. 「一体化」のおそれはないとされた後方支援の例

- ① 戦闘行為のところから一線を画されるようなところで医薬品や食料品を輸送
- ② 後方地域等における米軍の艦船に対する給油、整備
- ③ 戦闘行動が行われている場所から非常に離れたところでそれと関係なく行う補給（武器弾薬の補給を含む。）
- ④ 我が国の領域内で行う医療活動
- ⑤ 非戦闘地域における武器弾薬の輸送

※イラク特措法において、武器弾薬の輸送は実施要項で行わないこととされていたが、武器を携行した兵員の輸送はこれに含まれず。

2. 「一体化」のおそれが指摘された後方支援の例

(1) 「一体化」の問題があろうとされた例

- ① 現に戦闘が行われているところへ武器弾薬を供給、輸送すること
- ② 現に戦闘が行われているところの医療部隊に組み込まれるような形での医療活動

(2) 「一体化」と判断できる可能性が非常に高まるとされた例

- ③ 現に戦闘を行っている米軍に我が国が出向いて行って油を補給すること
- ④ 戦闘行動を行っている米軍の兵員の輸送

(3) 「一体化」するということも考えられる等とされた例

- ⑤ 地上で戦闘行為が行われている場所に物資（食糧のようなものを含む。）を空挺部隊が投下すること
- ⑥ 戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油及び支援

※個々の作戦行動のたびに必要なもののみを給油する形態で行われるもの

## (参考) 関連国会答弁

### 【判断の考慮事情】

○平成9年2月13日 衆・予算委 大森法制局長官答弁

多分、委員のお尋ねは、それ自体は武力の行使を行わない活動であっても、ある場合には憲法との関係で問題となる行為があるのではないか。その場合に、いかなる基準によってそれを振り分けるのであるかということで、多分その一体化理論というものについてのお尋ねであろうと思います。

したがいまして、それについて従前お答えしてきているところを申し上げますと、例としてはよく、輸送とか医療とかあるいは補給協力ということが挙げられるわけですが、それ自体は直接武力の行使を行わない活動について、それが憲法九条との関係で許されない行為に当たるかどうかということにつきましては、他国による武力の行使、あるいは憲法上の評価としては武力による威嚇でも同じでございますが、武力の行使等と一体となるような行動としてこれを行うかどうかということにより判断すべきであるということをお答えしてきているわけでありまして。

このような、いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするものでありまして、いわば法的評価に伴う当然の事理を述べるものでございます。

そして問題は、他国による武力の行使と一体となす行為であるかどうか、その判断につきましては大体四つぐらいの考慮事情を述べてきているわけございまして、委員重々御承知と思いますが、要するに、戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的關係、当該行動等の具体的内容、他国の武力の行使の任に当たる者との關係の密接性、協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々の的に判断すべきものである、そういう見解をとっております。

## 【「一体化」のおそれはないとされた後方支援の例】

○平成2年10月29日 衆・PKO特委 工藤内閣法制局長官

過去に問題があると言いましたようなケースにつきましては、例えば現に戦闘が行われているというふうなところでそういう前線へ武器弾薬を供給するようなこと、輸送するようなこと、あるいはそういった現に戦闘が行われているような医療部隊のところにはいわば組み込まれるような形でと申しますか、そういうふうな形でまさに医療活動をするような場合、こういうふうなのは今のような点から見て問題があるろうということでございますし、逆にそういう 戦闘行為のところから一線を画されるようなところで、そういうところまで医薬品や食料品を輸送するようなこと、 こういうふうなことは当然今のような憲法九条の判断基準からして問題はなからう、 こういうことでございます。 したがって、両端はある程度申し上げられる、こういうことだと思います。

○平成11年4月15日 衆・ガイドライン特委 大森内閣法制局長官

ただいま委員が指摘された答弁というのは、平成十一年一月二十八日の衆議院予算委員会の赤松正雄委員の質問に対する私の答弁部分であろうかと思っております。手元の資料を見ておりましたら、大体正確にそのような発言をしていることは間違いございません。

そこで、飛行機について、航空機についてはそのように考え、船についてはそのように考えないのはなぜかということでございますが、これは、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油及び支援につきましては、個々の作戦行動のたびに必要なもののみを給油するという態様で行われるということであろうと思っております。したがって、個々の戦闘行動との密接な関係があるのではないかということから慎重な検討を必要とするというふうな考えたわけでございますが、これも既に別の機会ですべていますように、アメリカの方ではそのような支援の要請がないということがはっきりいたしましたので、私どもとしてはそれ以上の検討を行うことはしなかったということでございます。

それに対して 米軍の艦船に対する給油、整備につきましては、その態様が比較的長時間にわたる艦船の行動全体に対して行われる。すなわち、艦船の燃料等の積載量が一定水準を下回った場合等に行うものであって、 個々の戦闘行動と密接な関係があるものとは考えられないので、その点で飛行機と艦船とは、 個々の戦闘行動との関係という観点からは差があるのではなからうか ということ、航空機については先ほどのような考えを述べ、船についてはそのようなことを考えるには至らなかったということでございます。

○平成2年10月30日 衆・PKO特委 柳井外務省条約局長答弁

武力行使と一体となるかどうかという点につきましては、いろいろな具体的な状況を総合的に判断して判定する必要があるわけでございます。ただいま、何を提供するか、何を運ぶかという点についての御指摘がございましたが、必ずしも何を提供するかということは一義的に決まるということではございませんで、戦闘行動が

行われているところで、これはきのうちちょっと私の方からも触れましたけれども、例えば地上で戦闘行動が行われている、そこに物資を空挺部隊が投下するというような場合には武力行使と一体となるというようなことが考えられるわけでございます。その場合に、どのような物資を投下するか、どのような物資を補給するかということは必ずしも関係なく、仮に食糧のようなものでございまして、戦闘行動と、武力行使と一体になるという場合も考えられると思います。他方、武器弾薬のようなものでございまして、戦闘行動が行われている場所から非常に離れたところでそれと関係なく補給を行うというようなことは、単なる補給活動として、戦闘行動とは、武力行使とは一体とならないということはあると思います。

#### ○平成 8 年 5 月 30 日 衆・外務委 秋山内閣法制局第一部長答弁

この一体化論の基本的なところは、先ほども申しましたように、その行為が我が国としての武力行使などと法的に評価をされるかどうかという、いわば常識的な話でございますので、ある意味では常識的な判断をしていかざるを得ないと思いますけれども、ただいま、その行為の態様とか、例えば非常に武力行使に密接な行為でもって支援を行うのか、あるいはそうでない、いわば人道的といいますか、通常市民が受けるようなサービスとして行われるのかとか、そういうことも考慮の要素として考えていくべきものであらうと考えまして、したがって、我が国の領域内で行う医療活動などは一体化という評価を受けることが概してないのではないか というふうに申し上げた次第でございます。

#### ○平成 15 年 6 月 27 日 衆・イラク特委 石破防衛庁長官答弁

・・・本法案（注：イラク特措法案）に基づきます安全確保支援活動は、イラク国内における安全及び安定を回復するために行われる国連加盟国の活動を支援するために我が国が実施する医療、輸送、補給等、武力の行使に当たらない活動、当然のことでございますが、武力の行使に当たらない活動をその内容としておるわけでありまして、武器弾薬の輸送それ自体は、憲法が禁じております武力の行使というものに当たらないものでございます。そしてまた、この地域は非戦闘地域になるわけでありまして、一体化という問題も生じない。非戦闘地域においてしか行わないということは、きのうも答弁を申し上げたとおりでございます。

したがって、基本的に戦闘が終わっているイラクの中で、イラク復興のための国際社会の取り組みに寄与することを目的としておりますので、あえてこれを外すということの必要性、これが認められないということでございます。

きのうもお答えをいたしましたように、私どもが仮に武器弾薬の輸送を行うことがありましても、それは起点も終点も非戦闘地域でございます。ですから、当然、武器弾薬の輸送ということそれ自体は武力の行使ではございません。そして、非戦闘地域において行うわけでございますから、一体化という問題も生じないわけでございます。したがって、この法案におきましてそのことを排除していないという理屈でございます。



○平成 15 年 12 月 16 日 参・外交防衛委 小泉総理答弁

基本計画、この支援法の中では武器弾薬も輸送することはできると、しかし、私は、実施要項、武器弾薬はしないと。この中で、それぞれ協力する場合に、自衛隊員だって武器携行する場合あるでしょう。それも武器弾薬の輸送に入るかという、そこは入らないんじゃないですか。私は、そういう面において、兵員が武器を携行していく場合、それを、兵員を輸送する場合にそれは武器、お互い協力活動をしているわけですから、そのときにまでこれまでも武器弾薬の輸送というふうには言えないんじゃないかと言っているんです。

○平成 16 年 2 月 10 日 衆・テロ・イラク特委 石破防衛庁長官答弁

・・・外国の領域における武器弾薬の輸送につきましては、それ自体は武力の行使ではない。また、活動地域はいわゆる非戦闘地域に限られておりますから、当然のことながら憲法の問題は生じないということでございます。

しかしながら、このような憲法の議論とは別にして、基本計画におきまして、我が国の活動は人道復興支援活動が中心である、その輸送も人道復興関連物資が対象となるというふうに基本的な方針を示しておるものでございます。実施要項におきまして、人道復興支援活動か安全確保支援活動か、どちらかを問いませず、自衛隊の部隊が「物品の輸送に際しては、武器の輸送を行わない」と定めておりますのは、これは法的な要請ではございません。政策判断の問題でございます。

ですから、先生御賢察のとおり、いや、そういうところであれば武器を運ぼうが弾薬を運ぼうが構わぬではないかということと言われれば、憲法上は確かにそのとおりということに相なりますでしょう。しかしながら、憲法上の問題あるいは法律的問題ではなくて、政策判断として「武器（弾薬を含む。）の輸送」は行わないということを実施要項に定めるのは、何ら不自然なことではないと考えておる次第でございます。

### 【「一体化」のおそれが指摘された後方支援の例】

#### ○平成2年10月29日 衆・PKO特委 工藤内閣法制局長官答弁

過去に問題があると言いましたようなケースにつきましては、例えば現に戦闘が行われているというふうなところでそういう前線へ武器弾薬を供給するようなこと、輸送するようなこと、あるいはそういった現に戦闘が行われているような医療部隊のところにはいわば組み込まれるような形でと申しますか、そういうふうな形でまさに医療活動をするような場合、こういうふうなのは今のような点から見て問題があるということでございますし、逆にそういう戦闘行為のところから一線を画されるようなところで、そういうところまで医薬品や食料品を輸送するようなこと、こういうふうなことは当然今のような憲法九条の判断基準からして問題はなかろう、こういうことでございます。したがって、両端はある程度申し上げられる、こういうことだと思います。

#### ○平成8年6月13日 参・外務委

(矢田部理君) 問題、設問のつくり方によるわけですが、現に戦闘行動を行っている米軍、これに日本が出向いて行って油を補給する。これはだめでしょう。一体そのものだ。重要な集団自衛権の行使の一翼を担っている。さらには、戦闘行動を行っている米軍の兵員を輸送する、それから武器・弾薬をそこに送り込む、それを自衛隊がやったら、これは違憲に決まっているじゃありませんか。結論だけどうですか。

(大森内閣法制局長官) ただいま非常に限定された所与の条件のもとでどうかという御質問でございますけれども、確かにそのような限定された条件になりますと、米軍の武力による行使あるいは武力による威嚇と一体化されていると判断できる可能性が非常に高まるとは言えようかと思えます。

#### ○平成2年10月30日 衆・PKO特委 柳井外務省条約局長答弁

武力行使と一体となるかどうかという点につきましては、いろいろな具体的な状況を総合的に判断して判定する必要があるわけでございます。ただいま、何を提供するか、何を運ぶかという点についての御指摘がございましたが、必ずしも何を提供するかということで一義的に決まるということではございませんで、戦闘行動が行われているところで、これはきのうちょっと私の方からも触れましたけれども、例えば地上で戦闘行動が行われている、そこに物資を空挺部隊が投下するというような場合には武力行使と一体となるというようなことが考えられるわけでございます。その場合に、どのような物資を投下するか、どのような物資を補給するかということは必ずしも関係なく、仮に食糧のようなものでございまして、戦闘行動と、武力行使と一体になるという場合も考えられると思えます。他方、武器弾薬のようなものでございまして、戦闘行動が行われている場所から非常に離れたところでそれと関係なく補給を行うというようなことは、単なる補給活動として、戦闘行動とは、武力行使とは一体とならないということはあると思えます。

○平成11年4月15日 衆・ガイドライン特委 大森内閣法制局長官答弁

ただいま委員が指摘された答弁というのは、平成十一年一月二十八日の衆議院予算委員会の赤松正雄委員の質問に対する私の答弁部分であろうかと思えます。手元の資料を見ておりましたら、大体正確にそのような発言をしていることは間違いございません。

そこで、飛行機について、航空機についてはそのように考え、船についてはそのように考えないのはなぜかということですが、これは、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油及び支援につきましては、個々の作戦行動のたびに必要なもののみを給油するという態様で行われるということであろうと思えます。したがって、個々の戦闘行動との密接な関係があるのではないということから慎重な検討を必要とするというふう考えたわけですが、これも既に別の機会で述べていますように、アメリカの方ではそのような支援の要請がないということがはっきりいたしましたので、私どもとしてはそれ以上の検討を行うことはしなかったということですが。

それに対して米軍の艦船に対する給油、整備につきましては、その態様が比較的長時間にわたる艦船の行動全体に対して行われる。すなわち、艦船の燃料等の積載量が一定水準を下回った場合等に行うものであって、個々の戦闘行動と密接な関係があるものとは考えられないので、その点で飛行機と艦船とは、個々の戦闘行動との関係という観点からは差があるのではなかろうかということで、航空機については先ほどのような考えを述べ、船についてはそのようなことを考えるには至らなかったということですが。

**「駆け付け警護」、「任務遂行のための武器使用」  
及び「領域国の同意に基づく邦人救出」 関連国会答弁**

○平成 15 年 5 月 15 日 参・外交防衛委 宮崎内閣法制局第 1 部長答弁

お尋ねのように、自衛隊の部隊の所在地からかなり離れた場所に所在します他国の部隊なり隊員さんの下に駆け付けて武器使用するという場合は、我が国の自衛官自身の生命又は身体の危険が存在しない場合の武器使用だという前提だというお尋ねだと思います。

御案内のとおり、現在、現行いわゆるPKO法の24条に定めます武器使用といえますのは、細かく申しませんが、その要件に当たります武器使用であれば、それはいわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるもので、仮にその攻撃者が国又は国に準ずる組織だという場合にありましても、それを含めて、そのような要件に該当する武器使用であれば憲法第9条の禁ずる武力の行使には当たらないと解しておるわけでございますけれども、今お尋ねのような場合でございますと、我が国自衛官の生命、身体の危険はとりあえずないという前提でございますので、このような場合に駆け付けて武器を使用することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものという説明はできないわけでございます。

さて、そうだとするとどうなるのかということなんでございますが、そうしますと、当時、平成3、4年の国会論議でも御説明を多々いたしましたと思いますけれども、その駆け付けて応援しようとした対象の事態、ある今お尋ねの攻撃をしているその主体という者が国又は国に準ずる者である場合もあり得るわけございまして、そうでありまして、それは国際紛争を解決する手段としての武力の行使ということに及ぶことが、及びかねないということになるわけございまして、そうでありまして、憲法9条の禁じます武力の行使に当たるおそれがあるというふうに考えてきたわけでございます。

したがって、これを逆に申しますと、逆に申し上げれば、例えば相手方が単なる犯罪集団であることがはっきりしているという場合など、これに対する武器使用が国際紛争を解決する手段としての武力の行使に当たるおそれがないんだという状況を前提にすることができるという場合がありますれば、それは別途そういう立法措置を取るべきだということは別にいたしまして、憲法上はそのような武器使用が許容される余地がないとは言えないというふうに、抽象的にはかように考えておるわけでございます。

○平成 19 年 11 月 1 日 衆・テロ・イラク特委 宮崎内閣法制局長官

・・・一般的に申し上げれば、警護というものは、内容あるいは対象について何を考えるか、さまざまでございますけれども、かなりの程度、概して言えばというか物によってはといいますか、その任務を十全に遂行、達成するためには、武器の使用要件というものが、現在のPKO法であれば24条、テロ特措法であれば12条に規定されている要件で十分であるかという問題、すなわち、これまでなぜそれが憲法上問題でないとされていたかという、それは、いわば自己保存のための自

然権的権利というべきものだからということで定式化されてきたものを超えるものが  
必要じゃないかという問題を随伴するということであるために、それが今まで実  
現しなかったのだというふうに思います。

そうでありますと、そのようないわゆる自己保存のための武器使用というものを  
超えるものが全部だめだということを申し上げているわけではございませんけれど  
も、そういう武器使用をした場合に、その武器使用の相手方が、いわゆる国または  
国に準ずる者、組織といったものに対して行った場合には、やはり憲法9条の禁ず  
る武力の行使に当たるおそれがあるという問題もつとに指摘されてきたわけであり  
まして、したがいまして、例えば仮に武器使用の相手方が単なる犯罪集団であるこ  
とが明確な場合など、その武器使用が武力の行使に当たるおそれがないと言えるよ  
うな枠組みを設定することができる場合があれば、お尋ねのような任務を遂行す  
るための武器使用でありまして憲法上許容されないわけではない、その旨はこれま  
でも申し上げてきているわけでございます。

**集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料**  
(昭和 47 年 10 月 14 日 参・決算委員会提出資料)

「・・・政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場に立っているが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第 9 条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第 13 条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解せない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであって、それは、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」

### 【事例8：邦人輸送中の米輸送艦の防護】

○衆・武力事態対処特委 福田官房長官答弁（平成14年07月03日）

憲法九条のもとで許容されております自衛権の発動としての武力の行使につきましては、政府は従来から、自衛権発動は、三要件に該当する、そういう場合に限定されているという解釈をしてきておりますけれども、一般に、お尋ねの経済的権益や在外邦人の保護のための武力の行使がこの要件を満たすことはなく、我が国がそのようなことを目的として武力を行使することは許されないと考えております。

○衆・安保特委 大森内閣法制局長官答弁（平成3年03月13日）

・・・外国において日本人の生命、身体、財産または日本政府の機関が危殆に瀕しているという場合に、ただいま申し上げました三つの要件を果たして満たすのであろうか、特に第一要件である我が国に対する急迫不正の侵害があることという要件を満たすのであろうかということを考えてみますと、これも断定的なお答えをすることができない場合ではあると思いますが、一般的には直ちにこれらの要件に該当するとは考えられないのではなかろうか、したがって該当しない限りは自衛隊を外国に派遣するということは憲法上認められないという結論になるということでございます。

もう一つは、公海上においてということになりますと、日本の船舶あるいは外国の船舶に乗っている日本の国民が危害を加えられる事態に瀕している場合はどうか、こういうことになるわけですが、その場合におきましても、この三要件のうちの第一要件を満たしているかどうかということとの関係におきましては、やはりただいま申し上げたのと同じ問題ではなかろうかというふうに一般的には考えております。

### 【事例9：武力攻撃を受けている米艦の防護】

○衆議院議員檜崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対する答弁書  
（昭和55年10月14日）

二について

質問が、我が国の領域外の海上交通路において、我が国以外の国に対する武力攻撃に対処するため、自衛隊が当該国と共同して武力行使をすることができるかという意味であれば、このような自衛隊の行動は、集団的自衛権の行使であり、憲法の認めているところではないと考えている。

### 【事例10：強制的な停船検査】

#### ○参・予算委 岸田外務大臣答弁（平成26年3月7日）

国際法上、公海において船舶は一般にその旗国以外の国の執行管轄権には服することはないとの旗国主義の原則があります。しかしながら、この船舶が国籍を有していない場合など当該船舶を臨検することができるほか、経済制裁の実効性を確保するために、国連安保理決議に基づき行われる船舶検査等についても旗国以外の国が行うことができるとされています。

国際法上の武力の行使については、この国連憲章第二条四において、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」、このように規定しております。

よって、この武力の行使に当たるかどうかという御質問につきまして、個々の事案に応じて判断する必要がありますので一概にお答えするのは困難ですが、一般論として申し上げるならば、外国船舶に対して、国際法上の正当な法的根拠なく、実力の行使を伴う強制的措置をとれば、そのような行為が武力の行使と評価される可能性、否定はできません。

#### ○参・防衛指針特委 大森内閣法制局長官答弁（平成11年5月12日）

・・・安保理決議に基づく船舶検査活動は、我が国の治安維持を目的として行われる警察活動ではなく、国連憲章第七章の安保理の権限のもとで行われる集団的安全保障措置の一環であり、集団的安全保障措置につきましては、そのうち憲法九条によって禁じられている武力の行使または武力の威嚇に当たる行為については、我が国としてこれを行うことは許されないと従前から考えているところでございます。

したがって、集団的安全保障措置の一環である船舶検査活動において 警告射撃等を行うことを内容とする法案につきましては、そのような行為を伴う船舶検査活動が制裁対象国及び船舶の旗国との関係で憲法九条が禁止する武力の行使または武力による威嚇に当たらないかどうかについてさらに慎重な検討がなされる必要がある問題である、このように私どもは現在のところ考えております。

#### ○参・外交防衛委 小松外務省国際法局長答弁（平成18年10月24日）

臨検、船舶検査、貨物検査、その概念の関係についての御質問ございましたので、私の方から御説明をさせていただきます。

一般には、国際法上臨検と申しますのは、極めて限定的な場合に、公海において旗国主義という原則がございますので、この例外といたしまして軍艦、公船に認められる外国船舶を取り締まるための強制的措置をいうということでございまして、具体的には海賊でございますとか奴隷取引などの取締りについて認められる国連海洋法条約に基づく臨検、平時における臨検というのがございます。

それと、いわゆる戦争が違法でなかった時代の伝統的な国際法の下で認められていたいわゆる戦時臨検と言われるものもございしますが、現代の国際法の下においては、この戦時臨検というものは、武力行使の一環として、その武力行使が国連憲章上認められる場合に限られるというふうに御理解をいただければと思います。



いわゆる船舶検査でございますが、これについては、国際法上定まった概念があるわけではございません。ただ、一般的には、経済制裁でございますとか大量破壊兵器の拡散防止等について国際社会がこれをやろうということになった場合に、その実効性確保のために洋上における船舶の積荷の検査を行う、このことを船舶検査と言っております。臨検とは異なりまして、国際法上の権利ではございませんので、公海においては、安保理決議により受忍義務が課されない限り、乗船の前提として旗国の同意が必要とされるということでございます。

次に、貨物検査でございますが、これは安保理決議千七百十八号で使用された特定の用語でございます。この決議は、国連加盟国に対して、必要に応じて自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲で貨物の検査を含む協力行動を取ることを要請しているということは御案内のとおりでございます。

また、この貨物の検査と船舶検査との関係でございますが、この貨物の検査は、洋上における検査に限らず、港でございますとか、また陸続き、陸上における検査等も含んでおるということでございます。また、この決議に基づいていかなる措置をとるかは、各国がそれぞれの国内法制に基づき判断することとされております。

**【事例 11：米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイル迎撃】**

○衆・安保委 阪田内閣法制局長官答弁（平成 17 年 2 月 24 日）

・・・ある国からほかの国に対してミサイルが発射された、それがその国の武力攻撃の一環としてなされたものであるということだとすれば、それを、他国に向けて飛行するその弾道ミサイルを自衛隊が撃墜するという行為は、我が国に対する武力攻撃はまだ発生していないという今の先生の前提で申し上げますと、にもかかわらず我が国がそれを撃墜するわけですから、我が国の武力行使にほかならないというふうに評価できると思います。そうだとしますと、そういう中で我が国が武力行使をするということは、ちょっと憲法上疑義があるといえますか、どういう根拠で武力の行使ができるのかということになるのではないかと考えております。・・・全く我が国に被害がもたらされるおそれがない、ただ武力攻撃としてA国からB国に飛ばされている弾道ミサイルを途中で邪魔をするという行為は、これは、いかなる意味でも警察活動とすることはできないわけですね。これは、武力の行使、まさに実力をもってこれを阻止するということに当たるとしか言えないということでもありますから、警察権の行使とは言えないというふうに申し上げているわけです。

○衆・安保委 横島内閣法制局第二部長答弁（平成 17 年 3 月 25 日）

・・・他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、それが実際に他国に対する武力攻撃であったならば、それを我が国が撃墜するということは、やはり集団的自衛権の行使と評価せざるを得ないのではないかと考えておりました、それを我が国が行うということにつきましては、やはり憲法上の問題を生じ得るのではないかと考えているところでございます。

**【事例 1 2 : 弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護】**

○衆・予算委 小野寺防衛大臣答弁（平成 26 年 5 月 28 日）

（中谷（元）委員）

・・・アメリカのこういった、弾道ミサイルを発射、警戒中のセンサーを有した艦艇が攻撃されるとか危険なときに、では、今の日本の自衛隊、これが防御できるかどうか、これについては、防衛大臣、いかがですか。

（小野寺防衛大臣）

日本が攻撃される前に米艦、米国の例えばイージス艦等が攻撃された場合には、現在の状況では、できないというふうに判断せざるを得ないと思います。

○衆議院議員檜崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対する答弁書

（昭和 55 年 10 月 14 日）

二について

質問が、我が国の領域外の海上交通路において、我が国以外の国に対する武力攻撃に対処するため、自衛隊が当該国と共同して武力行使をすることができるかという意味であれば、このような自衛隊の行動は、集団的自衛権の行使であり、憲法の認めているところではないと考えている。

**【事例 1 3 : 米本土が武力攻撃を受け、我が国近隣で作戦を行う時の米艦防護】**

○衆議院議員檜崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対する答弁書

（昭和 55 年 10 月 14 日）

二について

質問が、我が国の領域外の海上交通路において、我が国以外の国に対する武力攻撃に対処するため、自衛隊が当該国と共同して武力行使をすることができるかという意味であれば、このような自衛隊の行動は、集団的自衛権の行使であり、憲法の認めているところではないと考えている。

#### 【事例14：国際的な機雷掃海活動への参加】

○衆・予算委 横畠内閣法制局長官答弁（平成26年5月28日）

（中谷（元）委員）

・・・よく、ペルシャ湾、ホルムズ海峡が機雷で封鎖という事例もありますが、機雷の敷設というのは武力行使なんですね。それをのけることも武力行使でありまして、国連の決議等ができて各国がそれを除去しているときに、日本が参加できるのかできないのか、いろいろな議論がありますが、これは、実際、機雷の除去に各国とともに参加できるのでしょうか。

（横畠内閣法制局長官）

御指摘のありました、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合におけるそのような機雷の除去につきましては・・・我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限り自衛権の行使が可能であるとする現在の憲法解釈のもとでは、行うことができないものと考えられます。

○参・内閣委 大森内閣法制局長官答弁（平成9年6月16日）

機雷の除去が武力の行使に当たるか否か、これはいかなる具体的な状況のもとで、またいかなる態様で行われるか等により判断すべきものでございまして、一概に言うことは困難であるわけですが、一般的に申し上げますと、外国により武力行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為、これは一般にその外国に対する戦闘行動として武力の行使に当たると解せられます。したがって、自衛権発動の要件を充足する場合に自衛行動の一環として行うこと、これは憲法が禁止するものではないかと考えている次第でございます。

これに対しまして、遺棄された機雷など外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷を除去するということは単に海上の危険物を除去するにとどまり、その外国に対する戦闘行動には当たりませんので、憲法上禁止されるものではないと、これが機雷の掃海に関する私どもの基本的な考え方でございます。

○参・内閣委 秋山防衛庁防衛局長答弁（平成9年6月16日）

先ほど法制局長官から答弁がありましたように、武力攻撃の一環として敷設されている機雷を除去することは外国に対する対戦行動と考えられるから、その中でいけば自衛隊法第七十六条、自衛権の行使という範囲に入るものは憲法上可能であるけれども、それ以外は禁止されているということ为先ほど述べたわけでございます。したがって、武力攻撃の一環として敷設されている機雷と認められるものうち、我が国に対する武力行使あるいは自衛隊法第七十六条に言うところの防衛出動の分野に入ってこないものについて我が国がこれを掃海するということは憲法上認められていないと考えるわけでございます。

しかし、武力攻撃の一環として敷設されている機雷とはどうなのか、あるいはそれ以外の機雷はどうかという結局判断の問題がそこにあるわけございまして、先般もちょっと御答弁申し上げましたけれども、機雷というのは非常に特異な性格

を持っている。攻撃が無差別である、あるいは待ち伏せ型兵器である、あるいはコントロールが困難となるということでありますので、機雷を単に敷設したことのみをもって武力攻撃の一環として敷設された機雷とは言えないのではないかと。

敷設国が武力攻撃を容易にするため相手国の港湾を封鎖する等の武力攻撃の目的を持っており、その武力攻撃の目的のために機雷を敷設し、かつかかる敷設目的が維持されている機雷が武力攻撃の一環として敷設されている機雷であるというふう  
に考えるわけであります。したがって、他方、それ以外の機雷、すなわち もともと武力攻撃の一環として敷設されたものでない機雷または一たんは武力攻撃の一環として敷設されたがその後はその目的が失われた機雷については武力攻撃の一環として敷設されている機雷には当たらないと考える わけでございます。

このような機雷の判別につきましては、敷設国の意思の表明ですとか当該機雷の敷設海域ですとか、あるいは当該機雷の性質、浮遊しているか停止されているか等々、それから敷設の態様、戦闘全般の状況、周囲の国際情勢、こういった要素を総合的に勘案し判断すべき、かつ判断できると考えているところでございます。

#### ○参・内閣委 大森内閣法制局長官答弁（平成9年6月16日）

機雷の除去が武力の行使に当たるか否か、これはいかなる具体的な状況のもとで、またいかなる態様で行われるか等により判断さるべきものでございまして、一概に言うことは困難であるわけですが、一般的に申し上げますと、外国により武力行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為、これは一般にその外国に対する戦闘行動として武力の行使に当たると解せられます。したがって、自衛権発動の要件を充足する場合に自衛行動の一環として行うこと、これは憲法が禁止するものではありません。しかしながら、それ以外の場合には憲法上認められないのではないかと 考えている次第でございます。

これに対しまして、遺棄された機雷など外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷を除去するということは単に海上の危険物を除去するにとどまり、その外国に対する戦闘行動には当たりませんので、憲法上禁止されるものではないと、これが機雷の掃海に関する私どもの基本的な考え方で ございます。

### 【事例15：民間船舶の国際共同護衛】

#### ○参議院予算委員会における政府統一見解（昭和58年3月15日）

3. 国際法上、公海において船舶が攻撃を受けた場合、個別的自衛権の行使として、その攻撃を排除し得る立場にあるのは、原則として当該船舶の旗国である。

#### ○衆・安保特委 大森内閣法制局長官答弁（平成3年03月13日）

・・・外国において日本人の生命、身体、財産または日本政府の機関が危殆に瀕しているという場合に、ただいま申し上げました 三つの要件を果たして満たすのであろうか、特に第一要件である我が国に対する急迫不正の侵害があることという要件を満たすのであろうかということを考えてみますと、これも断定的なお答えをすることができない場合ではあろうと思いますが、一般的には直ちにこれらの要件に該当するとは考えられないのではなかろうか、したがって該当しない限りは自衛隊を外国に派遣するという事は憲法上認められないという結論になるということでございます。

もう一つは、公海上においてということになりますと、日本の船舶あるいは外国の船舶に乗っている日本の国民が危害を加えられる事態に瀕している場合はどうか、こういうことになるわけですが、その場合におきましても、この三要件のうち第一要件を満たしているかどうかということとの関係におきましては、やはりただいま申し上げたのと同じ問題ではなかろうか というふうに一般的には考えております。

### 【参考】その他の関連国会答弁等

#### ○衆・安保委 秋山内閣法制局長官答弁（平成 15 年 5 月 16 日）

・・・先ほどから申し上げていることは、我が国に対する武力攻撃の発生ということとございまして、我が国を防衛するために出動して公海上にある米国の軍艦に対する攻撃が、状況によっては、先ほど申しましたような、我が国に対する武力攻撃の端緒といたしますか、着手といたしますか、そういう状況として判断されることがあり得るのではないかということを上申し上げているわけでございます。

#### ○参・イラク特委 秋山内閣法制局長官答弁（平成 16 年 6 月 10 日）

・・・我が国に来援のために向かっている米軍が公海上で攻撃を受けたという場合に、我が国としてどのような対応ができるかという問題は、そのような攻撃が自衛権発動の要件のうち、我が国に対する武力攻撃の発生に該当するかどうかということと決まるわけでございます。

それで、理論的にはこれが我が国に対する組織的、計画的な武力の行使と認定されるかどうかという問題とございまして、個別の事実関係において十分慎重に判断すべきものでありますが、仮に当該攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると判断されるということも法理としては排除されないというのが政府の考え方でございます。

この場合には、我が国として自衛権を発動して武力を行使し、我が国を防衛するための行為の一環として当該米艦の防衛をすることもあり得る、法理的にはあり得るものと考えます。

・・・（武力攻撃）予測事態と認定されているか否かを問わず、我が国来援のために向かっている米軍の艦船が公海上で攻撃を受けた場合、これが我が国に対する武力攻撃の発生であると認定される場合には、法理として自衛権の発動をすることは排除されないということを上申し上げているわけでございます。

#### ○衆・予算委 横畠内閣法制局長官答弁（平成 26 年 5 月 28 日）

（中谷（元）委員）・・・横須賀の米軍基地からキティーホークが出港することになりました。非常にアメリカ自身が狙われている危険な状況なので、せめて日本の付近では安全を確保しなければということで、海上保安庁と自衛隊の艦船が前後をガードしました。ところが、今の自衛隊の法律には、他国の船を警護したり護衛するという権限がないんですね。事実、国会で追及を受けました。そのときに私が答えたのは、防衛庁設置法の調査・研究でございます、随伴をして、一緒に行って、危ないときには自分の身を守りますと。こうでしか言えなかったんですね。そこで、事例としてこういうケースも挙げられましたけれども、法制局長官にお伺いをいたしますが、今の憲法解釈で、これを自衛隊が守ること、これについてどう考えておられるのか、お伺いします。

（横畠内閣法制局長官）武力の行使については、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における個別的自衛の発動としての武力の行使以外のものは許容されないと

というのが、従来からの、憲法第九条の解釈でございます。御指摘の事例でございますけれども、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合におけるそのような米艦の防護は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限り自衛権の行使が可能であるとする現在の憲法解釈のもとでは、行うことはできないものと考えられます。



## 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（抜粋）

（平成 26 年 5 月 15 日）

### Ⅱ. あるべき憲法解釈

#### 2. 憲法上認められる自衛権

集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていない場合にも、実力をもって阻止する権利と解されている。また、集団的自衛権の行使は、武力攻撃の発生（注：着手も含まれる。）、被攻撃国の要請又は同意という要件が満たされている場合に、必要性、均衡性という要件を満たしつつ行うことが求められる。

我が国においては、この集団的自衛権について、我が国と密接な関係にある外国に対して武力攻撃が行われ、その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときには、我が国が直接攻撃されていない場合でも、その国の明示の要請又は同意を得て、必要最小限の実力を行使してこの攻撃の排除に参加し、国際の平和及び安全の維持・回復に貢献することができることとすべきである。そのような場合に該当するかについては、我が国への直接攻撃に結びつく蓋然性が高いか、日米同盟の信頼が著しく傷つきその抑止力が大きく損なわれ得るか、国際秩序そのものが大きく揺らぎ得るか、国民の生命や権利が著しく害されるか、その他我が国へ深刻な影響が及び得るかといった諸点を政府が総合的に勘案しつつ責任を持って判断すべきである。また、我が国が集団的自衛権を行使するに当たり第三国の領域を通過する場合には、我が国の方針として、その国の同意を得るものとすべきである。さらに、集団的自衛権を行使するに当たっては、個別的自衛権を行使する場合と同様に、事前又は事後に国会の承認を得る必要があるものとすべきである。